

日 薬 業 発 第 454 号
令 和 6 年 2 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

標記について、総務省自治行政局公務員部福利課および財務省主計局給与共済課長より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年能登半島地震により被災した共済組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間が令和6年4月末日までに延長となったことについては、令和6年1月12日付け日薬業発第348号ほかにてお知らせしたところですが、今般、財務省では一部負担金等の徴収の猶予（減免）の延長を要請するとともに、その意向確認を行っているとのことです。

また、総務省でも同様に一部負担金等の徴収の猶予（減免）の延長を要請しており、これら徴収猶予（減免）に関する取扱いの期間は、いずれも令和6年9月末まで延長とされる予定です。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

別添 ※いずれも令和6年2月27日付け事務連絡

1. 令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）（総務省自治行政局公務員部福利課）
2. 令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）（財務省主計局給与共済課長）

事務連絡
令和6年2月27日

日本医師会
日本歯科医師会
日本薬剤師会

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。



事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 27 日

地方職員共済組合
（地共済事務局扱い）
東京都職員共済組合
各指定都市職員共済組合

} 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 6 年能登半島地震で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年 1 月 10 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 4 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 6 年 5 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長について
当面、令和 6 年 4 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、同年 9 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。
また、一部負担金等の減免を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、減免期間を同年 9 月末日まで延長していただきたいこと。



事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 27 日

各都道府県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の
徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請）

令和 6 年能登半島地震で被災した組合員及び被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の徴収の猶予等については、令和 6 年 1 月 10 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請）」において、令和 6 年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和 6 年 4 月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和 6 年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和 6 年 5 月以降も引き続き、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合に対し、ご指導方よろしく申し上げます。

記

- 一部負担金等の徴収を猶予する期間の延長について
当面、令和 6 年 4 月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、同年 9 月末日まで引き続き延長していただきたいこと。
また、一部負担金等の減免を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、減免期間を同年 9 月末日まで延長していただきたいこと。

事務連絡
令和6年2月27日

日本薬剤師会会長 殿

財務省主計局給与共済課長
山本 庸介

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知しましたので了知願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしく願います。

事 務 連 絡
令和6年2月27日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長
山 本 庸 介

令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長のお願いについて（要請及び意向確認）

令和6年能登半島地震による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等については、令和6年1月10日付け事務連絡「令和6年能登半島地震により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）」において、令和6年能登半島地震による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和6年4月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和6年能登半島地震による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和6年5月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことを要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、貴共済組合における一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長の意向について、別紙「意向調査票」によりご回答いただきますようお願いいたします。

一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長を実施するとご回答いただいた共済組合については、引き続き一部負担金等の徴収の猶予の対象となる共済組合として、全国の保険医療機関等に対して共済組合名を周知する予定としていますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

報告期限については、令和6年2月28日（水）15時までとしますが、意向が確定次第、速やかにご報告をお願いします。

記

○ 一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長について

当面、令和6年4月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、同年9月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の免除を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、免除期間を同年9月末日まで延長していただきたいこと。

意向調査票

組合名		共済組合
-----	--	------

(回答にあたっての留意事項)

○回答期限は令和6年2月28日(水)15時まで(可能な限り速やかに)となります。

○青いセルは必要事項を入力し、黄色のセルはリストから該当の番号を選択してください。

問1

貴共済組合に今回の令和6年能登半島地震により被災した組合員及び被扶養者はいらっしゃいますか。

①いる ②いない ③把握していない

回答	
----	--

問2

今回の令和6年能登半島地震により被災した組合員及び被扶養者の一部負担金等の徴収の猶予の取扱期間延長の要請を踏まえ、令和6年5月から9月末までの期間において当該措置を実施しますか。

※一部負担金等の減免を実施(問3において「①減額を実施する」または「②免除を実施する」を選択)する場合は、医療機関の窓口で一部負担金を徴収しない(猶予する)こととなるため、本問においても「①実施する」を選択してください。

①実施する ②実施しない ③検討中

回答	
----	--

問3

令和6年能登半島地震により被災した組合員及び被扶養者の一部負担金等の徴収の猶予の取扱期間延長の要請を踏まえ、令和6年5月から9月末までの期間において一部負担金等の減免を実施しますか。

※減額及び免除を実施する場合は、「②免除を実施する」を選択してください。

①減額を実施する ②免除を実施する ③実施しない ④検討中

回答	
----	--

【必ずお読みください】

・問2の回答で①、問3の回答で②を選択された共済組合につきましては、今回の令和6年能登半島地震により被災した組合員及び被扶養者が医療機関にかかった際に混乱を招かないよう、全国の保険医療機関に対して事務連絡等で一部負担金等の徴収の猶予の対象となる医療保険者として周知させていただくことも予定しております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

・問2の回答で③、問3の回答で④を選択された共済組合は、方針決定後、速やかに回答してください。